

調査の概要

1 調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

ウ 調査対象

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所）を母集団として、主たる事業が上記イに掲げる産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者^注 30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

注： この調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、以下①②のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている労働者としており、本調査では、①を常用労働者としている。

(3) 調査事項

ア 企業の属性

イ 賃金の改定に関する事項

ウ 賃金の改定事情に関する事項

エ 賞与支給に関する事項

オ 労働組合との交渉経過

(4) 調査の実施時期及び方法

ア 調査の実施時期

令和2年7月20日～8月10日

イ 調査の方法

厚生労働省が、調査票を調査客体企業へ郵送し、調査客体企業の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法で実施した。

(5) 調査機関

厚生労働省－調査客体企業

(6) 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体企業数は3,590社、有効回答企業数は1,868社で、有効回答率は52.0%であった。

なお、本報告書は、有効回答企業のうち、常用労働者100人以上の企業（調査客体企業数は3,258社、有効回答企業数は1,670社）について集計したものである。

30人～99人の企業については参考として掲載した。

2 調査客体企業の抽出方法

母集団は事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）による企業（範囲は上記1（2）のとおり）で、抽出は産業、企業規模別に層化し抽出する、層化無作為抽出方法により行った。

抽出に当たっては、100人以上の企業については、結果の表章を考慮し、産業別に、1人平均賃金の改定額の標本誤差が500円以内となるように設定した。ただし、企業規模別にも、標本誤差が250円以内となるよう設定した。なお、100人未満の企業については、産業大分類別に500円以内となるよう設定した。集計に当たっては、抽出倍率により復元している。

（1）1人平均賃金の改定額の推計式（加重平均）

$$\hat{R} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}}{\sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}}$$

$$X_{hi} = Z_{hi} W_{hi} U_{hi}, \quad Y_{hi} = Z_{hi} W_{hi}$$

$\hat{R}$: 1人平均賃金の改定額の加重平均

U_{hi} : 1人平均賃金の改定額

W_{hi} : 企業の常用労働者数

Z_{hi} : 賃金の改定額が決定している場合1、それ以外0となる変数

h : 層番号

i : 企業番号

N_h : 各層 h の母集団企業数

n_h : 各層 h の標本企業数

（2）標本誤差の推計式

$$\sqrt{\hat{V}(\hat{R})} \approx \hat{R} \sqrt{\sum_{h=1}^L \left(\frac{N_h}{N} \right)^2 \left(\frac{1}{n_h} - \frac{1}{N_h} \right) \left(\frac{\text{Var}(X_h)}{\bar{X}^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_h, Y_h)}{\bar{X}\bar{Y}} + \frac{\text{Var}(Y_h)}{\bar{Y}^2} \right)}$$

$$N = \sum_{h=1}^L N_h \quad : \quad \text{母集団企業数}$$

$$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

$$\bar{Y} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$

$$\bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

$$\bar{Y}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$

$$\text{Var}(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2$$

$$\text{Var}(Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (Y_{hi} - \bar{Y}_h)^2$$

$$\text{Cov}(X_h, Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h) (Y_{hi} - \bar{Y}_h)$$

3 主な用語の定義

「常用労働者」

雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長 イ) 理事、取締役などの役員 ウ) 家族従業員

「1 人平均賃金」

所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1人当たりの平均額をいう。

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。

賃金の改定

◆ 賃金表^(注)の改定

(増額) ベースアップ（ベア）

賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き上げることという。

(減額) ベースダウン

賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き下げることという。

◆ 定期昇給（定昇）

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することという。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

◆ 諸手当の改定

各種手当の改定のことという。

能率手当、生産手当

役付手当、特殊勤務手当

技能手当、技術手当

家族手当、扶養手当

通勤手当、住宅手当

その他の手当

なお、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を除く。

◆ 賃金カット

賃金表^(注)等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額することという。役員報酬のカットや、育児等による短時間勤務の結果による減額は含まない。

これらにより、賃金の改定を実施した結果

改定前との差額（1人平均賃金）が

プラスの場合 ➡ 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる
ゼロ又はマイナスの場合 ➡ 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる

注：「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものをいう。

「管理職」

常用労働者のうち、組織の管理に従事する者をいう。例えば、部長、課長、支店長など。なお、具体的な範囲については各社の規定による。

「一般職」

管理職以外の常用労働者をいう。

「賃金体系維持」

ベースアップの要求を見送り、定期昇給分（定期昇給制度がない企業では、定期昇給相当分）を確保することをいう。「賃金カーブの維持」ともいう。

定期昇給確保を要求し、具体的な要求額を示さなかった場合のみ該当する。

「1人平均賃金の改定額及び改定率」

1か月当たりの1人平均賃金の改定額及び改定率をいう。

「年間臨給状況」

夏（3月から8月、以下同じ）、冬（9月から翌年2月、以下同じ）の賞与（ボーナス）を交渉し、決定する以下の四方式をいう。

各期型……………その年の夏の賞与交渉においては夏の賞与、冬の賞与交渉においては冬の賞与をそれぞれ決定する方式

夏冬型……………夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定する方式

冬夏型……………冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定する方式

その他……………上記以外の方式

「1人平均賞与支給額」

全常用労働者の賞与支給額の総和を常用労働者数で除したものをいう。ただし、年俸制の常用労働者は除く。

「1人平均賞与支給月数」

1人平均賞与支給額を1人平均賃金で除したものをいう。

「単純平均」

企業の賃上げ額・賃下げ額を単純に足して1企業当たりの平均値を算出する方法をいう。

「加重平均」

企業の賃上げ額・賃下げ額の影響を受ける常用労働者数を計算に反映させ、1人当たりの平均値を算出する方法をいう。

※ 「単純平均」及び「加重平均」の具体的な計算方法は次のとおり。

（例）

企業A	賃上げ額： 2,000円	常用労働者数： 70人
企業B	賃上げ額： 1,000円	常用労働者数： 30人

単純平均： $(2,000円 + 1,000円) \div 2 \text{ 企業} = 1,500円$

加重平均： $(2,000円 \times 70人 + 1,000円 \times 30人) \div (70人 + 30人) = 1,700円$

4 利用上の注意

- （1）表題において“産業、企業規模”とあるときは、産業（大分類）及び企業規模のクロス表である。ただし、企業規模計のみ一部の産業中分類を表章している。また、“産業・企業規模”とあるときは、産業（大分類）別には企業規模計のみを表章し、調査産業計のみについて企業規模別に掲示した表である。

(2) 企業規模計とは、企業規模100人以上の計であり、企業規模30～99人（製造業、卸売業、小売業）については統計表に外数として別掲している。

(3) 賃金の改定の実施には、前年の賃金額を下回る場合も含まれている。

(4) 1人平均賃金の改定額及び改定率は、個別賃金方式のみにおける額及び率を含めて集計したものである。

(5) 産業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）により表章しているが、「Ⅳ（参考）主要項目の時系列表」の一部統計表においては参考に、旧産業分類についても表章している。

(6) 平成20年以前は9月に調査を実施していたので、比較の際は留意されたい。

(7) 統計表に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」……………表章単位未満のもの

「-」……………当該集計値がないもの

「・」……………当該統計項目がないもの

「…」……………当該事項が不明もしくは表章することが不適当なもの

「X」……………サンプル数が少ないため掲載しないもの

(8) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が数値と一致しない場合がある。